

今治市まちづくりサポーター要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域に眠っている市民力の掘り起しを行い、多くの市民がまちづくりにかかわるとともに相互扶助ネットワークの担い手として力を発揮し、市民主体のまちづくりを行うため、まちづくりサポーター（以下「サポーター」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(サポーターの登録)

第2条 市長は、自らが保有する知識、経験又は技術を活かした助言、指導その他の必要な支援を行う者をサポーターとして登録することができる。

2 登録の有効期間は、登録日から当該日後最初に到来する基準日までとする。

3 前項の基準日とは、平成24年3月31日から2年を経過するごとに最初に到来する3月31日とする。

(登録の要件)

第3条 サポーターの登録を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 20歳未満の者

(2) 営利、政治又は宗教にかかわる活動を目的とする者

(登録手続等)

第4条 サポーターの登録を受けようとする者は、まちづくりサポーター登録申込書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。登録の有効期間満了に当たって引き続き登録を受けようとする者についても、同様とする。

2 市長は、前項の申込みがあったときは、その内容を審査し、サポーターの登録の可否を決定し、まちづくりサポーター登録（非登録）決定通知書（別記様式第2号）により、申込者に通知する。

3 サポーターとして登録された者は、その登録内容に変更があったとき又は登録の抹消を希望するときは、まちづくりサポーター登録変更・登録抹消届出書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

(登録の公表)

第5条 市長は、登録をしたときは、その内容を公表する。登録の内容に変更があったときも、同様とする。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録を受けたサポーターが第3条の要件を満たさなくなったときは、登録を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、まちづくりサポーター登録取消通知書（別記様式第4号）により、相手方に通知する。

（支援申込みの要件）

第7条 市長は、主として市内に在住、在勤又は在学する10人以上の者が参加する会議、会合その他の集会、これらの者で構成する団体が行う活動又はイベントでサポーターの支援が必要な場合にサポーターを紹介することができる。

（支援申込み）

第8条 サポーターの支援を受けようとする者は、支援を希望する日の3週間前までに、まちづくりサポーター支援申込書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支援の依頼等）

第9条 前条の申込みがあったときは、市長は、登録されたサポーターの中から事業内容に適した者を選定し、まちづくりサポーター支援依頼書（別記様式第6号）により支援依頼を行うものとする。この場合において、支援を受けようとする者が希望するサポーターが有る場合は、当該希望するサポーターに、支援依頼を行うものとする。

2 前項の規定により支援依頼を受けたサポーターは、支援を受けようとする者と連絡を取り、サポーターとして支援を行うものとする。この場合において、サポーターが行う連絡をもって、前条の申込みに対する決定があったものとみなす。

（支援の拒否）

第10条 市長は、第8条の申込みに対し、支援をするサポーターがない等支援をすることができないときは、当該申込みを拒否することができる。

（支援に要する経費等）

第11条 サポーターに関する経費は、無料とする。ただし、会場使用料、原材料費、交通費その他支援に要する費用については、申込者の負担とする。

（支援の報告）

第12条 サポーター及びサポーターの支援を受けた者は、支援を受けた日から起算して3週間以内に、まちづくりサポーター報告書（別記様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（事業の実地）

第13条 この要綱に基づく事業は、市長が適当と認める特定非営利活動法人その他の団体に委託して行うことができる。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

(登録の有効期間の特例)

2 この要綱の施行の日以後平成24年3月31日までにサポーターの登録をした者の当該登録の有効期間は、第2条第3項の規定にかかわらず、当該登録日から平成26年3月31日までとする。